

## きじはたの採捕の制限に関する指示について

### 1 指示について

- 鳥取海区漁業調整委員会告示第2号にて、令和5年6月20日付けで指示。
- 今後も継続して取り組んでいくものであること、また、指示後、特にトラブル、問い合わせ等がなかったことから、指示期間を3年間とすることは、令和5年5月26日に開催されたキジハタの有効利用について協議する鳥取県キジハタ栽培漁業推進協議会においても同意が得られた。

### 2 指示の内容（鳥取海区漁業調整委員会告示第2号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120号第1項の規定に基づき、きじはたの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和5年6月20日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板倉高司

#### 1 指示内容

鳥取県海面において船舶を使用して全長27センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。また、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

#### 2 指示期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

### 3 指示後の対応

- 告示された委員会指示を各漁協、遊漁船業者、島根県水産課、兵庫県但馬水産事務所、島根海区漁業調整委員会、但馬海区漁業調整委員会、鳥取県漁業調整課、鳥取県水産振興課、鳥取県境港水産事務所、鳥取県栽培漁業センター、鳥取県水産試験場に周知。
- 遊漁船業者には、チラシ・ポスターもあわせて配布。
- 釣具店、ボートパークへも、チラシ・ポスターを配布予定。

（参考）A4 チラシ：令和4年度作成

